

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、8番、小泉孝敬君であります。

認第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 日程により、認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（鈴木美鈴君） おはようございます。

それでは、認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。

認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書をお手元に御用意願いたいと思います。

3ページから14ページにございます一般会計歳入歳出決算書から御説明申し上げます。

3ページから8ページが歳入となっております。

歳入の最終ページ、7ページ、8ページをお開き願います。

令和3年度の下田市一般会計の予算現額は、136億9,622万1,000円、歳入総額は、136億9,173万7,806円となりました。

9ページから14ページ、歳出の部、最終ページの13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出総額は127億7,324万3,450円で、差引額は9億1,849万4,356円となりました。

前年度と比較いたしますと、歳入総額はマイナス17億6,653万7,247円、11.4%の減、歳出総額はマイナス18億5,774万5,932円、12.7%の減となっております。また、不納欠損額は1,370万4,763円、前年度比23万8,694円、1.8%の増。収入未済額は2億656万7,210円、前年度比マイナス2,928万3,654円、12.4%の減。翌年度繰越額は4,531万5,000円で、前年度比はマイナス2,154万2,000円、32.2%の減。不用額は8億7,766万2,550円、前年度比9,309万5,932円、11.9%の増となりました。

なお、予算現額に対する執行率は、歳入99.9%、歳出は93.3%でございます。

ちょっと飛びますが、271ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は9億1,849万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1,980万円で、実質収支額は8億9,869万5,000円となりました。実数で申し上げますと、8億9,869万4,356円でございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りください。

まず、歳入から御説明申し上げます。

1 款市税、収入済額27億7,136万447円、前年度比マイナス3,994万1,303円、1.4%の減。歳入に占める割合は20.2%。なお、不能欠損額は1,311万5,323円、前年度比5万6,138円、0.4%の増。収入未済額は1億2,631万4,262円、前年度比マイナス827万4,283円、6.1%の減。税別に申し上げます。

収入済額、前年度比の順に説明させていただきます。

1 項市民税、9億9,898万8,319円、前年度比マイナス1,158万5,457円、1.1%の減。

2 項固定資産税、13億358万2,132円、前年度比マイナス3,217万2,933円、2.4%の減。

3 項軽自動車税、7,956万2,800円、前年度比238万5,919円、3.1%の増。

4 項市たばこ税は、1億8,761万6,932円、前年度比1,066万5,066円、6.0%の増。

5 項入湯税、5,245万1,700円、前年度比453万4,140円、9.5%の増。

6 項都市計画税、1億4,915万8,564円、前年度比マイナス1,376万8,038円、8.5%の減となりました。

なお、収納率につきましては、入湯税、都市計画税以外の税目で前年度より上昇し、市税全体で前年度より0.2ポイント上がり、全体で95.2%となりました。

2 款地方譲与税7,440万7,000円、前年度比85万3,000円、1.2%の増。

3 款利子割交付金158万2,000円、前年度比マイナス52万3,000円、24.8%の減。

4 款配当割交付金1,341万3,000円、前年度比446万円、49.8%の増。

5 款株式等譲渡所得割交付金1,909万2,000円、前年度比699万5,000円、57.8%の増。

6 款地方消費税交付金 5 億5,997万5,000円、前年度比3,409万3,000円、6.5%の増。

7 款自動車取得税交付金は、自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されたことにより、収入済額はゼロ円でございます。

8 款環境性能割交付金694万円、前年度比マイナス12万1,025円、1.7%の減。

9 款法人事業税交付金2,827万9,000円で、前年度比2,037万8,000円、257.9%の増。

10款地方特例交付金 1 億2,495万7,000円、前年度比 1 億1,210万8,000円、872.5%の増。

要因は、固定資産税・都市計画税の特例軽減措置による減収を補填するための新型コロナウイルス感染症地方税減収補填特例交付金の皆増によるものでございます。

11款地方交付税35億4,042万4,000円、前年度比 3 億943万3,000円、9.6%の増。

内訳を申し上げます。

普通交付税が31億3,926万2,000円、前年度比 2 億7,421万5,000円、9.6%の増。特別交付税は 4 億116万2,000円、前年度比3,521万8,000円、9.6%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

12款交通安全対策特別交付金は、215万4,000円、前年度比マイナス52万3,000円、19.5%の減。

13款分担金及び負担金6,901万3,858円、前年度比182万6,876円、2.7%の増。不納欠損額18万1,800円は、民間保育所等の利用者負担金でございます。収入未済額は216万3,392円。

14款使用料及び手数料 1 億1,342万6,027円、前年度比マイナス187万7,350円、1.6%の減。不納欠損額1,200円は、河川占用料でございます。収入未済額は259万9,636円。

15款国庫支出金22億3,918万2,223円、前年度比マイナス19億7,550万9,857円、46.9%の減。主な要因は、特別定額給付金給付事業費補助金の皆減や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減によるものでございます。

内訳を申し上げます。国庫負担金11億6,385万4,490円、前年度比6,100万7,220円、5.5%の増。国庫補助金10億4,200万6,482円、前年度比マイナス20億6,383万3,070円、66.5%の減。委託金3,332万1,251円、前年度比、2,731万5,993円、454.9%の増となっております。

16款県支出金 7 億5,452万6,003円、前年度比マイナス 1 億4,746万7,432円、16.3%の減。主な要因は、地震・津波対策等減災交付金による総務費県補助金の減等によるものでございます。

内訳を申し上げます。

県負担金は3億9,724万2,347円、前年度比2,902万3,372円、7.9%の増。県補助金2億9,747万3,401円、前年度比マイナス1億7,812万1,573円、37.5%の減。委託金5,981万255円、前年度比163万769円、2.8%の増。

17款財産収入2,123万8,993円、前年度比267万8,740円、14.4%の増。不納欠損額40万6,440円は市有地貸付収入でございます。

18款寄附金2億9,685万4,156円、前年度比8,621万7,756円、40.9%の増。主な要因は、ふるさと納税の増によるもの。

19款繰入金5億4万8,400円、前年度比マイナス8,225万7,741円、14.1%の減。主な要因は、当初予算時の財源調整のための財政調整基金繰入金の減によるもの。

20款繰越金8億2,728万5,671円、前年度比1億9,984万9,846円、31.9%の増。

21款諸収入2億3,587万9,028円、前年度比マイナス710万9,757円、2.9%の減。

次のページをお願いします。

22款市債14億9,170万円、前年度比マイナス2億9,010円、16.3%の減。主な要因は、令和2年度のデジタル同報系防災行政無線整備事業等の大型事業の完了に伴うものでございます。

なお、歳入決算額のうち、市税等の自主財源は48億3,510万7,000円で、前年度年度比1億5,938万8,000円、3.8%の増。

地方交付税等の依存財源は88億5,663万1,000円で、前年度比マイナス19億2,592万5,000円、17.9%の減となり、構成比は自主財源35.3%、依存財源64.7%、自主財源の構成比が前年度より5.1ポイント増加いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

支出済額、前年度比の順に説明させていただきます。

1款議会費1億376万5,731円、前年度比マイナス109万2,279円、1.0%の減。

2款総務費23億271万5,994円、前年度比マイナス23億226万5,139円、50.0%の減。主な要因は、令和2年度に実施した特別定額給付金の減や、デジタル同報系防災行政無線整備事業等の完了等によるものでございます。

なお、翌年度への繰越明許費557万5,000円は、鉄道施設総合安全対策事業費補助金、住民基本台帳システム改修業務委託の繰越しでございます。

3款民生費38億8,802万1,406円、前年度比3億9,944万8,564円、11.5%の増。主な要因は、

住民税非課税世帯等臨時給付事業や、子育て世帯等臨時特別支援事業皆増によるものでございます。

4 款衛生費10億8,199万8,021円、前年度比8,264万6,055円、8.3%の増。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、じん芥処理場長期包括委託等の増によるものでございます。

5 款農林水産業費 1 億9,496万4,290円、前年度比109万2,516円、0.6%の増。

11ページをお願いいたします。

6 款商工費 7 億501万5,991円、前年度比マイナス9,725万1,742円、12.1%の減。主な要因は、令和 2 年度に実施した新型コロナウイルス臨時交付金を活用した事業の減や、ワーケーション拠点施設整備事業の減等によるものでございます。

なお、翌年度への繰越明許費220万円は、外ヶ岡交流館空調設備修繕の繰越してございます。

7 款土木費12億3,708万4,923円、前年度比8,139万4,759円、7.0%の増。主な要因は、道路維持事業、沿道街路事業等の増によるもの。

なお、翌年度への繰越明許費250万円は、旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託の繰越してございます。

8 款消防費 5 億5,334万6,917円、前年度比5,445万8,436円、10.9%の増。主な要因は、第 2 分団第 4 部詰所建設事業の実施によるもの。

9 款教育費19億599万3,540円、前年度比マイナス5,412万9,001円、2.8%の減。主な要因は、学校情報通信環境整備事業及び浜崎小学校屋内運動場改修工事の完了等によるものでございます。

なお、翌年度への繰越明許費1,504万円は、中央公民館電気設備改修工事、市民文化会館自動火災報知設備更新工事の繰越しによるものでございます。

10款災害復旧費3,827万3,018円、前年度比マイナス4,493万7,686円、54.0%の減。

なお、翌年度への繰越明許費2,000万円は、7月1日災公共道路橋梁施設災害復旧工事の繰越してございます。

11款公債費 7 億6,206万3,619円、前年度比2,288万9,585円、3.1%の増。

13ページをお願いいたします。

12款予備費は、歳入歳出調整及び充当の結果、4億803万6,000円の残額でございます。

最初のほうに申し上げましたが、最終予算に対する執行率は93.3%となり、翌年度繰越額

4,531万5,000円を除いた 8 億7,766万2,550円が不用額となりました。

続きまして、事項別明細書の説明でございます。

歳入につきましては、先ほど目的別決算額において説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

歳出につきましては、目的別に主な歳出を申し上げます。

78ページをお開きください。中ほどより少し上でございます。

2 款総務費。

企画課所管0248（政策推進事業）主なものは、ふるさと応援寄附に対する返戻金9,627万8,689円。事業欄の一番下に行きまして、市制50周年記念実行委員会負担金500万円を支出。

80ページをお願いいたします。中ほどでございます。

産業振興課所管0246（移住・交流居住推進事業）主なものは、中ほどにあります空き家バンク登録物件管理業務委託115万5,000円、休日相談・体験ツアー実施業務委託143万円、一番下の欄に行きまして、移住・就業支援補助金660万円。

86ページをお願いいたします。

企画課所管0225（新庁舎等建設推進事業）主なものは、中ほどの委託料の欄、事業見直しに伴う諸課題に対応するため、新庁舎建設用地維持管理業務委託157万3,000円、稲生沢中学校耐力度調査業務委託484万円、新庁舎機能再検討調査業務委託104万5,000円。

98ページをお願いします。

総務課、選挙管理委員会所管0582（静岡県知事選挙事務）は、1,300万311円、同0584（衆議院議員選挙事務）1,668万9,019円。

100ページに行きまして、同0583（参議院議員選挙事務）、1,147万6,649円を支出。

3 款民生費でございます。

118ページをお願いいたします。

上から二つ目の事業欄、福祉事務所所管1012（住民税非課税世帯等臨時給付事業）主なものは一番下の欄の住民税非課税世帯等臨時給付金を1,215世帯に対し、一世帯当たり10万円の給付金を合計 1 億2,150万円支出。

134ページをお願いいたします。

上から二つ目の事業欄、福祉事務所所管1468（子育て世帯等臨時特別支援事業）主なものは下のほうの補助金の欄、18歳未満の児童を養育する子育て世帯に対し、児童一人当たり10万円の給付金を合計 2 億1,370万円支給いたしました。

4 款衛生費でございます。

158ページをお願いいたします。中ほどの部分でございます。

市民保健課所管2023（新型コロナワクチン接種事業）主なものは中ほどの報償金、医師、看護師、医療機関、薬剤師に対する謝礼として、合計5,217万6,000円を支出。

次のページに行きまして、上のほうの委託料の欄、新型コロナワクチン接種業務委託3,834万7,529円、コールセンターによる同予約代行業務委託3,335万5,875円。

172ページをお願いいたします。

一番下の事業欄、環境対策課所管2405（ごみ処理施設整備事業）、一番下の委託料の欄、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託374万円、次のページに行きまして、一番上の欄、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託237万2,700円。

5 款農林水産業費でございます。

182ページをお願いいたします。

一番下の事業欄、産業振興課所管3353（有害鳥獣対策事業）主なものは有害鳥獣駆除に伴う買上金333万円、下のほうの委託料の欄、猟友会への駆除業務委託70万4,000円、有害鳥獣対策に伴う各種補助金、合計738万5,000円。

6 款商工費でございます。

190ページをお願いいたします。

一番下の事業欄、産業振興課所管4050（商工業振興事業）でございます。次のページに行きまして、補助金の欄、小規模事業指導事業費補助金900万円、住宅リフォーム振興助成金930万1,000円、数行飛びまして、下田市新型コロナウイルス感染症防止対策経営改善事業補助金は1,775万5,000円、プレミアム付商品券発行事業補助金1,555万3,988円。

次の事業欄、同課所管4051（中小企業金融対策事業）、経済変動対策特別資金利子補給補助金1,209万9,786円。

同課所管4052（企業誘致推進事業）、中ほどより下の委託料の欄、ワーケーション情報発信業務委託249万9,970円、公共施設ワーキングスペース管理業務委託130万5,480円、新設改良工事費、ワーケーション拠点施設整備工事に399万3,000円を支出。

同課所管4053（事業継続支援給付事業）、次のページに移りまして、14行目の補助金の欄、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが著しく減少した市内事業者に対する事業継続支援給付金4,318万円を支出。

1 事業飛びまして、同課所管4055（感染拡大防止協力金交付事業）、一番下の補助金の欄、

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用に伴う飲食店等への感染拡大防止協力金として7,071万円を支出。

198ページをお願いいたします。

中ほどの欄、観光交流課所管4250（観光まちづくり推進事業）、中ほどの補助金の欄、下田市観光協会等に対する各種補助金の他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したO T A事業やメディアプロモーション事業に対する補助金に、合計1億493万3,518円を支出。

200ページをお願いいたします。中ほどでございます。

同課所管4253（世界一の海づくり事業）、下田市夏期海岸対策協議会補助金は、5行目下の感染症対策分を含めて4,460万円支出。

204ページをお願いいたします。

2行目、同課所管4357（伊豆半島ジオパーク推進整備事業）、一番下の新設改良工事欄、静岡県観光地域づくり整備事業の採択を受けた須崎公衆トイレ建設工事に1,200万円、須崎漁港周辺観光エリア整備工事に2,151万6,000円支出。

7款土木費でございます。

208ページをお願いいたします。中ほどより上の欄でございます。

建設課所管4550（道路維持事業）、委託料の欄、先導的官民連携支援事業調査業務委託は1,548万8,000円、市道維持補修工事は6,149万9,900円支出。

210ページをお願いいたします。

上から2番目の事業欄、同課所管4700（橋梁維持事業）、繰越明許分、ゆのもと橋耐震補修工事5,104万9,400円、本郷橋大規模修繕工事4,010万円支出。

一番下の欄の同課所管5150（都市計画総務事務）は、次のページに行きまして、中ほどより下の委託料の欄、立地適正化計画策定業務委託は598万1,000円支出。

8款消防費。

224ページをお願いいたします。

中ほどの防災安全課所管5867（第2分団第4部詰所建設事業）、詰所建設工事に7,506万4,000円支出。

9款教育費。

242ページをお願いいたします。

中ほどより上の学校教育課所管6196（中学校再編整備事業）、下田中学校整備工事監理業

務委託1,435万5,000円、そこから3行下の下田中学校仮校舎整備工事2,535万6,100円、下田中学校整備工事債務分9億6,781万800円、そこから7行下の車両購入費は、スクールバスを2台購入したもので、1,544万4,000円支出。

252ページをお願いします。

生涯学習課所管6550（公民館管理運営事業）、下から11行目、中央公民館電気設備改修工事456万円、本郷公民館解体工事2,700万5,000円。

258ページをお願いします。中ほどの欄でございます。

同課所管6701（社会体育活動推進事業）、スポーツ振興のための地域おこし協力隊員2名分の報償費444万円、下から6行目の同支援業務委託225万円を支出。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

272ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

（1）公有財産の土地及び建物の、土地の主な増減は、中学校統合に伴う3中学校や本郷公民館の用途廃止に伴う異動によるもの。

建物の主な増減は、中学校統合に伴う3中学校の用途廃止に伴う異動や下田中学校の増改築等、本郷公民館の解体、消防団第2分団詰所の新築によるものでございます。

274ページをお願いいたします。

（2）山林の増減高1,291平米の増は、稲梓中学校の用途廃止に伴う異動によるものでございます。

（3）の物権から（6）の有価証券までと、276ページの物品から280ページの債権までは、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

280ページから283ページ、4.基金でございますが、282ページをお願いいたします。

基金の決算年度末現在高は、合計で29億7,902万9,000円でございます。各基金の決算年度中の増減高及び決算年度末現在高は、記載のとおりでございます。

以上で、認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認第1号議案は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで、11時5分まで休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時5分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

認第2号～認第8号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上の7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（鈴木美鈴君） それでは、認第2号から認第8号までの7特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿は、2ページから8ページとなっております。

提案理由でございます。各会計とも根拠法となる地方自治法第233条第3項の規定により、

監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

お手元に決算書の御用意をお願いいたします。

まず、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書から御説明申し上げます。

285ページをお願いいたします。

歳入決算額は491万6,694円。

287ページに行きまして、歳出決算額は77万7,038円、差引額は413万9,656円、現年度に対する執行率は、歳入227.9%、歳出が36.0%でございます。

次に、事項別明細書により補足説明させていただきます。

288ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものは、1款1項1目財産貸付収入は88万3,504円で、山葵田用地、送電線路、鉄塔敷地等の貸付料。

1款2項1目財産売払収入は276万4,851円で、立木売払いに対する県からの分収金でございます。

3款1項1目繰越金126万8,137円は、前年度繰越金でございます。

290ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものは、1款1項1目管理会費の中の報酬7万2,000円は、委員報酬。

3款1項1目基金積立金64万9,202円は、稲梓財産区財政調整基金への積立でございます。

295、296ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

(1)の土地及び建物は増減なし。(2)の山林の立木の推定蓄積量は自然増によるもの。財政調整基金は、決算年度中に64万9,202円を積み立て、決算年度末現在高は、2,122万1,495円でございます。

以上で、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

298ページをお願いいたします。

歳入決算額は874万3,377円。

300ページに行きまして、歳出決算額は471万2,109円、差引額は403万1,268円、予算現額に対する執行率は、歳入99.6%、歳出53.7%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

301ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目広場使用料504万5,788円は、バス会社1社、タクシー会社3社及び地中管路等駅前広場占用料。2款1項1目基金繰入金118万3,000円は、駅前広場整備事業基金への繰入金。3款1項1目繰越金251万4,256円は、前年度繰越金でございます。

303ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務管理費、主なものは、伊豆急行に対する下田駅構内トイレ管理費補助金83万3,613円。2款1項1目広場整備費では、駅前広場改修工事を168万3,000円で実施し、駅前テントの塗装を行いました。4款1項1目駅前広場一般会計繰出金は117万1,000円でございます。

306ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

(1)土地及び建物。(2)その他は、増減がございませんでした。2の基金、下田駅前広場事業基金は、333円の利子を積み立て、118万3,000円を取り崩した結果、決算年度末現在高は3,231万8,377円となっております。

以上で、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

309ページをお願いいたします。

歳入決算額301万2,078円、311ページに行きまして、歳出決算額は301万2,078円、差引額はゼロ円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも99.9%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

312ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入は300万9,000円で、下田駅前旧バスターミナル用地等の市有地の貸付収入。2 目利子及び配当金は、土地開発基金の利子3,078円でございます。

314ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目土地開発基金繰出金は、市有地貸付収入と預金利子の合計301万2,078円を土地開発基金へ積み立てたものでございます。

317ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

土地開発基金は、301万2,078円の積立ての結果、決算年度末現在高は、現金 3 億1,099万4,792円。公共用地取得特別会計貸付金は、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は 1 億6,200万円でございます。

以上で、認第 4 号 令和 3 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第 5 号 令和 3 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

320ページをお願いいたします。

歳入決算額30億9,596万6,341円、324ページに行きまして、歳出決算額30億1,065万8,568円、差引額は8,530万7,773円で、予算現額に対する執行率は、歳入97.6%、歳出は94.9%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

325ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款国民健康保険税、収入済額 4 億6,506万7,162円、不納欠損額2,068万5,182円、収入未済額 1 億485万4,423円、収入済額は、前年度比マイナス1,939万3,695円、4.0%の減。全体の収納率は78.5%で、前年度比で0.2ポイントの増となりました。

327ページをお願いいたします。

収入済額、前年度比の順に読み上げさせていただきます。

4 款県支出金21億9,534万7,074円、前年度比 1 億5,999万4,149円、7.9%の増。うち、普通交付金の保険給付費等交付金は21億4,721万1,501円、特別交付金は4,813万5,573円。

329ページをお願いいたします。

6 款繰入金 3 億2,638万3,211円、前年度比1,961万9,897円、5.7%の減。

次に、歳出について御説明申し上げます。

335ページをお願いいたします。

支出済額、前年度比の順に読み上げさせていただきます。

1 款総務費4,582万2,587円、前年度比369万8,986円、7.5%の減。

337ページをお願いいたします。

2 款保険給付費21億5,319万3,785円、前年度比 1 億5,863万3,848円、8.0%の増。令和 2 年度においては、コロナ禍の始まりにより受診控えが顕著でしたが、受診控えが落ち着いた結果、増額となっております。

なお、令和 3 年度の被保険者数は、令和 4 年 3 月現在で4,030世帯、6,024人、前年度比で、世帯数91世帯の減、被保険者数は235人の減となりました。また、保健事業として行った特定健康診査の受診者は1,168人で、受診率は24.8%、前年度比で、受診者は82人の増。受診率は3.5ポイントの増でございました。

348ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険事業基金は3,800万3,409円を積み立て、1 億3,000万円を取り崩したことに
より、決算年度末現在高は 2 億8,286万1,702円でございます。

以上で、認第 5 号 令和 3 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
の説明を終わらせていただきます。

次に、認第 6 号 令和 3 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申
申し上げます。

350ページをお願いいたします。

歳入決算額27億7,429万2,035円、352ページに行きまして、歳出決算額25億9,116万9,997
円、差引額は 1 億8,312万2,038円で、予算現額に対する執行率は、歳入97.1%、歳出は
90.7%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

353ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款保険料、収入済額 5 億2,581万8,540円、不納欠損額546万7,500円、収入未済額1,055
万5,900円。収入済額の前年度比は、451万8,860円、0.9%の増となっております。

収入済額、前年度比の順に読み上げさせていただきます。

3 款国庫支出金、6 億3,955万976円、前年度比2,439万9,757円、4.0%の増。

355ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金は6 億4,651万7,301円、前年度比マイナス1,941万4,220円、2.9%の減。

5 款県支出金 3 億6,258万9,869円、前年度比マイナス603万9,831円、1.6%の減。

357ページをお願いいたします。

8 款繰入金 4 億8,073万7,125円、前年度比1,436万3,675円、3.1%の増。

次に、歳出でございます。

支出済額、前年度比の順に読み上げさせていただきます。

361ページをお願いいたします。

1 款総務費6,125万8,931円、前年度比マイナス21万4,123円、0.3%の減。

363ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会事務費は390万3,165円で、介護認定審査会を48回開催し、839件の審査を実施いたしました。

365ページをお願いいたします。

2 款保険給付費22億8,579万4,930円、前年度比マイナス2,307万4,112円、1.0%の減。給付につきましては、居宅介護サービスをはじめ各種介護サービスを行い、延べ3万9,038件の利用がございました。

382ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

介護保険介護給付費準備基金は8,583万6,531円を積み立て、4,000万円を取り崩したことにより、決算年度末現在高は3 億4,828万6,285円でございます。

以上で、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

384ページをお願いいたします。

歳入決算額 3 億8,558万958円、368ページに行きまして、歳出決算額 3 億7,978万418円、差引額は580万540円で、予算現額に対する執行率は歳入98.5%、歳出は97.0%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

387ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額 2 億7,600万550円、不納欠損額53万6,400円、収入未済額112万1,600円。収入済額の前年度比はマイナス182万9,400円、0.7%の減。

収入済額、前年度比の順に申し上げます。

3 款繰入金9,859万3,801円、前年度比150万8,892円、1.6%の増。

次は歳出でございます。

391ページをお願いいたします。

1 款総務費2,164万2,864円、前年度比152万666円、7.6%の増。

393ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は 3 億5,447万2,401円、前年度比マイナス206万4,858円、0.6%の減。なお、令和 3 年度末の被保険者数は4,731人となりました。

396ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

決算年度中の増減はございませんでした。

以上で、認第 7 号 令和 3 年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第 8 号 令和 3 年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

398ページをお願いいたします。

歳入決算額は4,376万8,932円、400ページに行きまして、歳出決算額は3,904万1,605円、差引額は472万7,327円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.6%、歳出は88.8%でございます。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

401ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款使用料及び手数料241万7,558円、前年度比マイナス 9 万1,432円、3.6%の減。

2 款県支出金1,400万円、漁業集落環境整備費県補助金でございます。前年度比マイナス2,079万円、59.8%の減。

4 款繰入金は1,300万円、前年度比マイナス400万円、23.5%の減。

次のページをお願いいたします。

7 款市債900万円、前年度比マイナス590万円、39.6%の減。

405ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款事業費、漁業集落環境整備事業では、機能保全計画に基づき、田牛地区排水処理施設機能保全整備工事を2,008万4,900円で実施いたしました。

410ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

決算年度中の増減はございませんでした。

以上で、認第 8 号 令和 3 年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

これで、認第 2 号から認第 8 号までの 7 特別会計の説明は終了いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 認第 2 号から認第 8 号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第 2 号 令和 3 年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第 2 号に対する質疑を終わります。

次に、認第 3 号 令和 3 年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第 3 号に対する質疑を終わります。

次に、認第 4 号 令和 3 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第6号に対する質疑を終わります。

次に、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第8号に対する質疑を終わります。

以上で、認第2号から認第8号までの各特別会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号から認第8号までの令和3年度下田市の各特別会計の歳入歳出決算7件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

認第9号及び認第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括して御説明申し上げます。

まず初めに、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございますが、議案件名簿の9ページをお開きください。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、同会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和3年度下田市公営企業会計決算書を御用意願います。

決算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市水道事業報告書でございます。

1、概況。（1）の総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は311万4,656立方メートルと、前年度に比べ11万3,936立方メートル、3.8%の増となりました。

令和2年度の有収水量には、一般会計補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分）を充当して実施した水道基本料金免除分（2か月）の水量17万9,807立方メートルは含まれてございません。

この免除分を加味した令和2年度実質有収水量は318万527立方メートルであり、それに比べますと、6万5,871立方メートル、2.1%の減となるものでございます。

有収水量の減からは、給水人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響が読み取れます。

総配水量は、366万1,856立方メートルで、有収率は、85.1%となり、前年度と比べ5.4ポイントの増となりました。また、本年度の配水管破損件数は21件と、前年度に比べ3件の増となりました。

本年度も漏水調査を行い、漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替工事を実施いたしました。また、水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対し、7件、46万2,000円の補助金を交付いたしました。

アの収益的収支の状況でございます。

事業収益は5億9,055万3,231円、事業費用は5億4,910万791円となり、この結果、経常利益及び当年度純利益が4,145万2,440円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における給水収益5億4,829万1,254円で、収益全体の92.8%を占め、供給単価は、1立方メートル当たり176円4銭となりました。

このほか営業収益では、受託工事収益が647万6,382円、その他営業収益が719万2,260円となりました。

営業外収益では、他会計繰入金が467万8,940円で、内訳は、消火栓維持管理負担金（課税支出分：委託料・修繕費）110万円、消火栓維持管理負担金（不課税支出分：材料費）15万8,940円、課長兼務負担金300万円、児童手当負担金42万円となり、長期前受金戻入が2,304万5,436円、雑収益が86万8,493円、受取利息及び配当金が466円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で原水及び浄水費が9,071万6,494円、配水及び給水費が8,426万460円と、施設の維持管理に要する費用が全体の31.8%を占め、受託工事費が909万519円、業務費が3,400万5,042円、総係費が2,838万7,833円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が2億6,021万452円、資産減耗費が385万5,259円、その他営業費用が15万5,755円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息が3,787万2,199円、雑支出が54万6,778円となりました。

給水原価は、1立方メートル当たり165円82銭となり、この結果、有収水量1立方メートル当たりの利益は10円22銭、料金回収率は106.16%となるものでございます。

2ページをお開きください。

イの資本的収支の状況でございます。

資本的収入2億9,312万3,000円、資本的支出6億8,665万1,582円の事業執行となりました。

収入の内訳につきましては、企業債2億7,620万円、他会計からの補助金392万3,000円、県費補助金1,300万円でございます。

また、支出の内訳は、建設改良費が5億1,984万7,775円、企業債償還金が1億6,553万1,080円、その他、資本的支出が127万2,727円でございます。

建設改良費の主な内容は、改良工事費が4億6,647万741円で、吉佐美地区及び折戸地区の

配水管改良工事、新武山配水池築造工事、落合浄水場及び長瀬取水場の各機械及び装置の更新を行ったほか、第6次拡張事業費が5,147万2,900円で、北湯ヶ野増圧ポンプ設置工事、上大沢第3ポンプ場建設工事、須原地区配水管拡張工事（北の沢）、固定資産購入費が190万4,134円で、小型乗用自動車の更新、市内各所に新設量水器を整備いたしました。

また、本年度の企業債償還額は1億6,553万1,080円で、年度末残高は29億4,009万9,267円となるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,352万8,582円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支資調整額4,587万9,768円、当年度損益勘定留保資金2億4,115万6,275円、減債積立金1億649万2,539円で補填いたしました。

ウの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業の執行に伴う本年度の借受消費税及び地方消費税は5,626万5,102円、仮払消費税及び地方消費税は6,262万562円となり、納税計算端数処理及び貸倒れに係る税額等の計算を行いましたところ、本年度における消費税及び地方消費税は、636万6,882円の還付となるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

エの各年度給水原価算出表と、オの各年度供給単価算出表は、平成24年度から令和3年度までの一覧表でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ上段の(2)は、経営指標に関する事項で、中段の表は、令和元年度から令和3年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、経常収益及び経常費用ともに減少し、経常費用より経常収益の減少幅の方が大きかったことによりまして、前年度比0.88ポイント減の107.55%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回ってございます。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比7.19ポイント増の106.16%となりまして、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回ってございます。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.54ポイント増の56.39%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.85ポイント増の40.69%と施設の老朽化が進んでいるのに対して、当該年度に更新し

た管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.13ポイント減の0.34%にとどまっております。

これは、いまだ更新需要のピークを迎えていないこと、管路以外の施設の更新を優先的に実施しているためであり、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

下段の(3)は、議会議決事項と5ページ上段の(4)は、行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

5ページ中段の(5)は、職員に関する事項でございます。

令和3年度は、条例定数14名に対し、令和2年度末より正職員2名増の、正職員10名と会計年度任用職員3名の総計13名により業務を行っております。

5ページ下段の(6)は、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページ上段は資産取得表、下段は受贈財産取得表でございます。

改良工事費の概況につきましては7ページに、8ページに第6次拡張事業費、そして、下段に固定資産購入の概況を列記してございますので、御確認をお願いいたします。

9ページを御覧ください。

保存工事の概況でございますが、こちらも御確認をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

3、業務。(1)業務量、アは、令和3年度の業務量を列記してございます。

11ページをお願いいたします。

上段イは、月別有収水量でございます。下段(2)は、事業収入に関する事項で、アの事業収益といたしまして、営業収益、営業外収益各項目の金額、構成比と前年度比較を行っております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

上の表イは給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表(3)アは、事業費に関する事項のうち事業費用でございます。営業費用と営業外費用各項目の金額、構成比と前年度比較を行っております。

次に、13ページは、イの費用構成の表でございます。項目の構成比や有収水量1立方メートル当たりの単価と前年度比較を行っております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

4、会計。(1)企業債及び一時借入金の概況でございます。

これは、冒頭総括事項で概要を報告させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

イの一時借入金については、令和3年度中の借入れはございませんでした。

次に、(2)その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、アの棚卸資産でございますが、本年度末残高は1,813万715円で、棚卸資産購入額は1,053万238円でございます。

イの他会計借入金はございません。

ウの消費税につきましては、冒頭総括事項で報告させていただきましたが、内訳を記載してございます。

15ページをお願いいたします。

これより、決算書となります。

令和3年度下田市水道事業決算報告書でございます。予算に対する執行状況を表してございます。冒頭の事業報告書と重複もありますが、説明させていただきます。なお、(1)収益的収入及び支出でございまして、税込み額で表示してございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は、予算額6億7,695万4,000円に対しまして、決算額6億5,317万3,455円で、執行率は96.5%でございます。その内訳といたしまして、決算額で1項営業収益6億1,814万4,769円、2項営業外収益3,502万8,686円、3項特別利益はございません。

次に、支出で1款水道事業費用は、予算額6億2,121万7,000円に対しまして、決算額は5億6,488万3,953円で、執行率は90.9%でございます。その内訳としまして、決算額で、1項営業費用は5億2,642万4,461円、2項営業外費用は3,845万9,492円、3項特別損失及び4項予備費はございませんでした。

16ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入は、予算額3億9,392万6,000円に対しまして、決算額2億9,312万3,000円で、収入率は74.4%でございます。その内訳としまして、決算額で、1項企業債は2億7,620万円、2項水道負担金はございません。3項他会計からの補助金392万3,000円、4項県費補助金は1,300万円、5項固定資産売却代金、6項負担金はございません。

次に、支出で、1款資本的支出は、予算額7億3,389万4,000円に対しまして、決算額6億8,665万1,582円で、執行率は93.6%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項建設改良費は5億1,984万7,775円、2項企業債償還金は1億6,553万1,080円、3項その他資本的支出は127万2,727円でございます。

17ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は、消費税抜きの額でございます。

1の営業収益は5億6,195万9,896円、2の営業費用は5億1,068万1,814円で、営業利益は5,127万8,082円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は2,859万3,335円、4の営業外費用が3,841万8,977円で、経常利益が4,145万2,440円となり、5の特別利益、6の特別損失はなく、当年度純利益は4,145万2,440円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額が1億649万2,539円でしたので、当年度未処分利益剰余金は1億4,794万4,979円となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

令和3年度下田市水道事業剰余金計算書でございます。こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度は変動ございません。その結果、令和3年度末残高は144万4,400円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。まず、減債積立金は、前年度処分後残高3億9,580万1,319円から、当年度、減債積立金の取崩し1億649万2,539円を差し引いた2億8,930万8,780円が当年度末残高でございます。

建設改良積立金は、当年度の積立て等はなく、残高3,000万円でございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩し額1億649万2,539円に、当年度の純利益4,145万2,440円を加えた1億4,794万4,979円が当年度末残高となります。

次に、18ページ下段の令和3年度下田市水道事業剰余金処分計算書でございます。

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定いたしました下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づき、未処分利益剰余金につきましては、資本的収支の補填財源として使用した1億649万2,539円を資本金

に組み入れ、残余の4,145万2,440円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額66億9,927万8,815円で、前年度決算に比べまして1億3,886万2,692円の増となっております。

21ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は34億5,669万4,659円でございます。

22ページをお願いいたします。

次に、資本の部で、資本合計32億4,258万4,156円となり、負債資本合計は66億9,927万8,815円で、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億5,824万7,727円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億5,831万7,734円、財務活動によるキャッシュ・フローが1億1,066万8,920円となり、資金減少額が8,940万1,087円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高3億8,378万6,419円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億9,438万5,332円となるものでございます。

次に、24ページの注記でございます。地方公営企業法施行規則第35条（注記の区分）に基づきまして添付してございます。

次に、25ページから36ページにつきましては附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時10分まで休憩します。

午後0時4分休憩

午後1時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 続きまして、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案件名簿の10ページをお開きください。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、同会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和3年度下田市公営企業会計決算書を御用意願います。

決算書の37ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業報告書でございます。

1、概況。（1）の総括事項でございます。

本年度の汚水処理の状況でございますが、年間総処理水量が123万5,385立方メートルで、前年度対比1.7%の減、年間総有収水量が95万969立方メートルで、前年度対比473立方メートル増となり、有収率は77.0%となりました。有収水量は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少が懸念されましたが、接続率の向上もございまして、前年度とほぼ同数となりました。

施設整備の状況につきましては、引き続き未普及地域の解消に努めたことにより、本年度末の整備済面積は289.38ヘクタールとなり、計画面積に対する整備率は、前年度対比0.2ポイント増の90.6%、処理及び供用開始面積も289.38ヘクタールで、計画区域内人口に対する普及率は80.5%、接続率は73.2%となりました。

アの収益的収支の状況でございます。

本年度の事業収益は8億4,930万1,795円、事業費用は6億5,574万3,132円となり、この結果、当年度純利益が1億9,355万8,663円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における下水道使用料が1億2,646万4,780円で、収益全体の14.9%を占め、有収水量1立方メートル当たりの使用料単価は、1立方メートル当たり132円99銭となりました。

このほか、営業収益では、その他営業収益が2万円で、指定工事人指定証交付手数料でございます。

営業外収益では、一般会計からの繰入金で4億9,832万9,000円で収益全体の58.7%を占め、

次いで長期前受金戻入益 2 億2,435万5,318円、雑収益13万675円、受取利息及び配当金2,022円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で管渠費が322万5,500円、処理場費が 1 億3,901万8,204円と施設の維持管理に要する費用が全体の21.7%を占め、事業活動全般に関する経費である総係費が1,724万4,732円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が 4 億3,446万7,684円、資産減耗費が512万165円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息が5,663万3,528円で、雑支出が 3 万3,319円となりました。汚水処理費は 1 億5,952万1,755円で、年間総有収水量で除して算出した汚水処理原価は、1立方メートル当たり167円75銭となり、経費回収率は79.28%でございます。

イの資本的収支の状況でございます。

資本的収入 4 億434万6,760円、資本的支出 8 億3,283万6,708円の事業執行となりました。

収入の内訳は、企業債 2 億5,340万円、国庫補助金9,640万円、一般会計からの出資金5,167万1,000円、受益者負担金287万5,760円で、支出の内訳は、建設改良費 3 億6,617万8,038円、企業債償還金 4 億6,665万8,670円でございます。

建設改良費の主な内容は、管渠整備事業費が8,577万7,909円で、アクションプランに基づく未普及対策として、中地区、須崎地区の管渠整備、総合地震対策計画に基づく武ガ浜地区下水道管渠耐震工事、ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の取替えを行ったほか、処理場改良事業費が 2 億7,433万9,129円で、下田浄化センターの水処理設備更新工事、機械設備更新工事、電気設備更新工事と武ガ浜ポンプ場機械設備更新工事を行い、固定資産購入費が606万1,000円で、総合地震対策計画に基づき、減災対策用物品を整備いたしました。

建設改良費のうち、工期延長が必要となった 1 件の事業につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

また、本年度の企業債償還額は 4 億6,665万8,670円で、年度末残高は47億2,504万476円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億2,848万9,948円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,237万2,275円、当年度分損益勘定留保資金 2 億1,523万2,531円、減債積立金取崩額 1 億4,006万787円、当年度利益剰余金処分別5,082万4,355円で補填いたしました。

ウの一般会計からの繰入金の状況でございます。

本年度は、収益的収入で、他会計負担金として 4 億9,832万9,000円、資本的収入で、他会

計出資金として5,167万1,000円、合計5億5,000万円の繰入れを受けております。この繰入金につきましては、総務省が定めた「地方公営企業繰出金について」に基づくものであり、他会計負担金は、分流式下水道等に要する経費として、資本費の一部に対して繰入れを受けたもの、他会計出資金は、企業債の償還に要する経費として、同通知に定められた企業債の元金償還金の一部に対して繰入れを受けたものでございます。

エの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業の執行に伴う、本年度の仮受消費税及び地方消費税は1,265万1,261円、仮払消費税及び地方消費税は4,616万8,090円となり、特定収入に係る税額、貸倒れに係る税額等の計算を行った結果、本年度における消費税及び地方消費税は2,449万1,662円の還付となりました。

なお、前出の他会計負担金は、充当先が減価償却費等の資本費であることから、特定収入以外の不課税収入として取り扱いました。

39ページをお願いいたします。

オの各年度使用料単価算出表と、カの各年度汚水処理原価算出表でございます。

平成30年度までは特別会計で、それぞれ税込み値として示しておりましたので、参考といたしまして、平成30年度から令和3年度までの税込み値を示した一覧表を記載させていただきました。

40ページを御覧ください。

40ページ上段の(2)は、経営指標に関する事項で、中段の表は、令和元年度から令和3年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、コロナウイルス感染拡大に伴う有収水量の減少が懸念されましたが、前年度と同程度となり、減価償却費等の費用の減少により、前年度比2.72ポイント増の129.52%となりました。

健全経営の水準とされる100%を大きく上回っておりますが、この要因といたしましては、経常収益の58.68%を占める一般会計からの負担金によるところが大きく、経営基盤の安定化に向けて使用料収入の確保に努めてまいります。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比5.64ポイント減の79.28%となり、事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っており、不足分については、一般会計からの繰入れを行っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.49ポイント増の11.86%となっており、一見、老朽化の度合いは低いように思えますが、施設は

平成4年供用開始で、約30年が経過しております。

比率が低くなった要因は、分母となる償却対象資産の帳簿原価が、公営企業移行時の固定資産評価において、経過年数に相当する減価償却累計額を控除した額となっているためと考えられます。

下段の(3)は、議会議決事項と、41ページをお願いいたします。

上段の(4)は、行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

中段の(5)は、職員に関する事項でございます。

令和3年度は、水道事業との兼務である課長職を除く、正職員4名と会計年度任用職員1名の総計5名により業務を行っております。

下段の(6)は、料金その他供給条件の設定・変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

42ページをお願いいたします。

上段は、令和3年度資産取得表でございます。

中段の(1)改良工事の概況でございますが、アといたしまして管渠整備事業費を、次の43ページにイの処理場改良事業費、(2)といたしまして固定資産購入の概況を、下段(3)に受託事業費の概況を列記してございます。

44ページをお願いいたします。

上段(4)に保存工事(維持補修工事)の概況、(5)の修繕工事の概況を列記してございますので、御確認をお願いいたします。

45ページをお開きください。

3、業務。アは、令和3年度業務量を列記してございます。

46ページを御覧ください。

上段イは、月別処理水量であり、下段ウにつきましては、月別有収水量を示したものでございます。

47ページをお願いいたします。

上段(2)は、事業収入に関する事項で、営業収益、営業外収益、特別利益、各項目の金額、構成比と前年度比較を行ってございます。

下段、(3)のアは、事業費に関する事項のうち事業費用でございます。営業費用と営業外費用及び特別損出の各項目の金額、構成比を行ってございます。

48ページを御覧ください。

イの費用構成の表でございます。項目の構成比や有収水量 1 立方メートル当たりの単価と、前年度比較を行ってございます。

49ページをお願いいたします。

4、会計。(1) 企業債及び一時借入金の概況でございます。これは、冒頭総括事項で概要を報告させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

イの一時借入金については、令和3年度中の借入れはございませんでした。

次に、(2) その他会計経理に関する重要事項でございます。

アの経理方法の変更、イの他会計借入金でございますが、該当事項はございません。

ウの消費税につきましては、冒頭総括事項で報告させていただきましたが、内訳を記載してございます。

50ページをお開きください。

これより、決算書となります。

令和3年度下田市下水道事業決算報告書でございます。

予算に対する執行状況を表しております。

冒頭の事業報告書と重複もございしますが、説明させていただきます。なお、(1) 収益的収入及び支出でございまして、税込み額で表示してございます。

収入でございますが、1 款下水道事業収益は、予算額 8 億7,343万6,000円に対しまして、決算額 8 億8,643万7,888円で、執行率は101.5%でございます。その内訳といたしまして、決算額で 1 項営業収益 1 億3,913万1,258円、2 項営業外収益 7 億4,730万6,630円、3 項特別利益はございません。

次に、支出でございますが、1 款下水道事業費用は、予算額 7 億611万5,000円に対しまして、決算額は 6 億7,050万6,950円で、執行率は95.0%でございます。その内訳といたしまして、決算額で 1 項営業費用は 6 億1,384万4,393円、2 項営業外費用は5,666万2,557円、3 項特別損失はございませんでした。

4 項予備費は、主に営業外費用の消費税及び地方消費税に14万7,000円を充用しております。

51ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出の収入でございますが、1 款資本的収入は、予算額 4 億9,224万1,000円に対しまして、決算額 4 億434万6,760円で、収入率は82.1%でございます。

その内訳としまして、決算額で、1 項企業債は 2 億5,340万円、2 項他会計からの出資金

5,167万1,000円、3項国庫補助金9,640万円、4項受益者負担金は287万5,760円、5項固定資産売却代金はございませんでした。

次に、支出で、1款資本的支出は、予算額9億3,228万9,000円に対しまして、決算額8億3,283万6,708円で、執行率は89.3%でございます。その内訳としまして、決算額で、1項建設改良費は3億6,617万8,038円、2項企業債償還金は4億6,665万8,670円でございます。

52ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は、消費税抜きの額でございます。

1の営業収益は1億2,648万4,780円、2の営業費用は5億9,907万6,285円で、営業利益はマイナス4億7,259万1,505円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は7億2,281万7,015円、4の営業外費用が5,666万6,847円で、経常利益が1億9,355万8,663円となり、5の特別利益、6の特別損失はございませんでしたので、当年度純利益は1億9,355万8,663円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額は1億4,006万787円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は3億3,361万9,450円となるものでございます。

次に、53ページ、54ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業剰余金計算書でございます。こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度は変動ございません。その結果、令和3年度末残高は、4億9,165万4,702円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。減債積立金は、前年度処分後残高1億4,006万787円から、当年度減債積立金の取崩し1億4,006万787円を差し引いたゼロ円が当年度末残高でございます。

利益積立金、建設改良積立金ともに期首残高はなく、当年度変動額もないことから、当年度末残高はゼロでございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩し額1億4,006万787円に、当年度の純利益1億9,355万8,663円を加えた3億3,361万9,450円が当年度末残高となります。

次に、53ページ下段の令和3年度下田市下水道事業剰余金処分計算書でございます。

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び

公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づき、未処分利益剰余金につきましては、資本的収支の補填財源として使用した1億9,088万5,142円を資本金に組み入れ、残余の1億4,273万4,308円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額112億4,140万2,554円となっております。

56ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は98億7,951万2,499円でございます。

57ページをお願いいたします。

次に、資本の部で、資本合計13億6,189万55円となり、負債資本合計は112億4,140万2,554円となり、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

58ページを御覧ください。

令和3年度下田市下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが4億5,829万1,674円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,453万3円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億6,158万7,670円となり、資金増加額が5,217万4,001円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高1億1,126万8,764円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が1億6,344万2,765円となるものでございます。

次に、59ページの注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条（注記の区分）に基づき、添付してございます。

次に、60ページから69ページにつきましては附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 認第9号及び認第10号の当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 事業報告の1ページにございます今年度の水道事業の特徴は、コロナ禍での水道事業の展開という、こういうことであろうかと思うわけです。そうしますと基本料金を2か月分、コロナ対策の臨時交付金を頂いてですね、実施をしたということですが、この歳入の部分では金額的には幾ら、どこに入っているかということをお尋ねしたいと思いますけれども、それとともに、この2か月分の減免がですね、一般の家庭の人は大変喜んだと思うんですけど、2か月分無料になるということで、実際は、旅館業等の営業をやってる人にとって、2か月分減免が水道料の案分等々からいって、どのように感じられたというか、効果を上げているのか。市民にどのように評価されているのかという点の見解がありましたら、まず2点といたしますか、お尋ねをしたいと思います。

それからですね、下田配水池の土地に関するもめごとが一部あったかと思うんですけども、公共に関わる水道事業の用地がですね、私有地であるというような場所というのは、しかも、主要な配水池や施設があるというような場所というのは、現在どういう具合になっているのかと。なるだけそういう場所はなくて、公の水道課の用地であったり、構築物であったりという具合にあるべきだという具合に思うんですけども、そういうところというのは下田配水池以外、今ほとんどないという具合に考えてよろしいのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、吉佐美の方からですね、6ページに受贈財産取得表ということで、進士茂春さんという方から、吉佐美神田地先の上水道配管の寄贈を受けたという記載がございしますが、これはどういう理由というんでしょう、ケースかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） まずは、コロナの臨時交付金のことですが、大変、私のほうの説明が複雑で申し訳ございませんけれども、コロナの臨時交付金は、一般会計からの繰入れがございまして、こちらは令和2年度の繰入れでございまして、令和3年度は、繰入れはございません。

どこに入るかといいますと、営業外収入のほうへ通常入りますけれども、令和2年度のほ

うの決算書のほうには入っているかと思います。

減免額ですから3ページのほうにございますけれども、3,172万2,420円が基本料金の免除額ということで、令和2年度のほうで行っております。令和3年度のほうはございません。

それから、あと下田配水池の関係ですけれども、下田配水池のほうは、用地のほう借地契約をさせていただいております。いろいろ今までの経過等ございますけれども、近年は、土地を貸していただけている方が、すごく水道事業に御理解をいただいております。直近ですと令和3年2月17日に、3年間の更新契約のほうを締結させていただいております。

あと、ちょっと今日、資料のほうを持ってきてございませんけれども、私有地につきまして配水池のほうは、私有地のほうでございます。借地料をお支払いしているところでございます。やはり沢登議員がおっしゃるとおりですね、なるべく市有地のほう、購入のほうを進めたいというのは思っておりますけれども、相手がございますので、その努力のほうは、なるべくしていきたいと考えてございます。

あと、6ページのほうの受贈財産のほうの管渠のほうですけれども、吉佐美の上水道配水管でございます。位置につきましては市道の吉佐美大賀茂線、それと国道136号のちょうど交わるころ辺りからですね、大門ガラスさんのほうへ向けた歩道の中に入っております。

こちら、もともとは共同管、共同で持っているような管でございましたけれども、事情により共同管を布設替えして、口径を太くしたということによりまして、上水道のほうで移管をしてくれないかということでございましたので、受贈財産として受けるということになったわけでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 分かりました。数字が出てなかったものですから。令和2年度でもらったと。やはり新型コロナの水道料金の減免というのはですね、一定の評価をされているんじゃないかという具合に僕自身は思いたいというか、思っているんですけど、そういう観点からいって令和2年度はやって、令和3年度はなぜやらなかったのかなと。令和3年度もやればですね、喜ばれたのになという具合に思いますし、コロナの影響は、特に観光地にとって、旅館やホテル等にはですね、基本料だけとはいえ、一定の評価はされるんじゃないかと思いますが、これを実施してみて、どのような評価を受けてるという具合な見解があれば、お願いをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 減免につきましてはですね、基本料金の減免でございますので、1か月、大体13ミリですと1,060円プラス消費税というような金額でございます。やはりいろいろ電話等ですね、聞きますと、電話かかってきまして、水道料金、今月落ちてないんだけれどというような問合せが結構ございました。ですけれども、それほどですね、市民の方から、ありがたかったよというお言葉を受けてはちょっとございません。

令和3年度に、またそういうことがあるかなと思ったんですけれども、あと、もう一点は、ちょっと経費の関係のお話になりますけれども、経費回収率、この辺りのほうが、先ほどの営業外収益のほうにお金入ってくるんですね。そうしますと経費回収率が100%以下になるんですね。そうしますとどうなるかといいますと、今、石綿管更新事業とか老朽管更新事業を行っております。それは、県のほうから補助金をいただいております。

先ほど言いましたけど、経費回収率が100%を下回りますと、これ、もらえなくなるんですね。ですので、ちょっとそういうことも考えまして令和3年度のほうは、減免のほうをしなかったということでございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

13番（沢登英信君） 分かりました。

この1ページの表を見ますと、令和2年度もコロナの状態があって、令和3年度も御案内のようにコロナの状態があって、その中で経常利益が4,145万円等々の利益を上げているということは、健全に運営されているのかなというふうな判断ができようかと思うわけですが、コロナ禍にもかかわらず、利益が上げられたということは評価をしたいと思うんですが、どういうわけかという、利益が上げられた理由というのはどういうわけかと。水道の有収使用料によるということになるかと思いますが、令和2年、3年では同じコロナだから、旅館の使用料も、それほど減っていないと、そういうことに影響するのか。特別な理由等があれば、お聞かせをいただきたいという具合に思います。

それから、基本的なことでは恐縮ですが、4ページの管路更新率及び管路経年化率について解説をしていただけると、ちょっとありがたいと思いますけど。

以上で終わります。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 当年度純利益のお話だと思うんですけれども、お客さんが来ない。そして、お客さんが来ないことによって水道の給水量が減る。そして給水収益が減る。

当然のことだと思います。令和2年、令和3年、やはり4,000万円程度になってきてしまっているなというのはあります。特別なことをやってるかというお話ですけれども、特別というほどではないですけれども、やはりいろいろ薬品費とかですね。そういった、なるべく節減できるようなところは上手に経営をしているということでございます。

先ほどの4ページのほうですけれども、管路経年化率、それから管路更新率でございますけれども、こちらにつきましては、まず、管路経年化率でございますけれども、法定耐用年数を経過した管路延長とそれから、それを現在の管路延長で除したもの、こちらが管路経年化率でございます。また、管路更新率につきましては、当年度に更新した管路延長、それを全体の管路延長で除したものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第9号及び認第10号の各会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認第9号及び認第10号の令和3年度下田市公営企業会計の歳入歳出決算2件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名いたします。

1番 江田邦明君、2番 中村敦君、3番 鈴木孝君、4番 渡邊照志君、6番 佐々木

清和君、9番 進士濱美君、10番 橋本智洋君、13番 沢登英信君。以上の8名を決算審査特別委員会の委員に指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思っております。

委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時57分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで御報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に橋本智洋君、副委員長に江田邦明君が選出されましたので、御報告いたします。

報第10号及び報第11号の上程・説明・質疑

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きいただき、あわせて、議案説明資料の1ページから7ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告するものでございます。

各指標につきましては、議案表中に記載のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は棒線表示、実質公債費比率は5.9%、将来負担比率は58.0%でございます。

また、表中括弧内に記載の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7

条で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、本市の早期健全化基準を示しております。

早期健全化基準はいわゆる黄色信号を示しているもので、本市の場合は、実質赤字比率が14.14%以上になると早期健全化の対象となるものでございます。

以下、他の指標も本市の比率がそれぞれ記載された基準を超えた場合、早期健全化の対象となり、財政健全化計画を策定することとなるものでございます。

それでは、健全化比率の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございますが、1の実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市における普通会計に相当する会計は、一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計でございます。この3会計の純計額において、繰上充用等の赤字額はございません。

なお、資料4ページ、1の表、(純計)一般会計等に係る実質収支額の表の右下側を御覧いただきますと、実質赤字比率はマイナス13.40%で表示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるということで、13.40%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページに戻っていただき、2の連結実質赤字比率でございますが、連結実質赤字比率は、下田市の全会計を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、この指標も実質赤字比率と同様、赤字額はございません。

説明資料の5ページ、総括表、連結実質赤字比率等の状況(令和3年度決算)の表の右側の一番下を御覧いただきますと、連結実質赤字比率はマイナス25.55%と表示されておりますが、実質赤字比率と同様、25.55%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページに戻っていただきまして、3の実質公債費比率でございますが、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、説明資料6ページ、総括表、実質公債費比率の状況(令和3年度決算)の中段の一番右側にありますように、実質公債費比率は3か年平均で、地方債許可基準の18%を下回る5.9%となり、前年度の6.4%と比較して0.5ポイント改善しております。単年度におきましては6.40907となり、前年度の5.57236から0.83671ポイント増加しております。

説明資料の2ページをお開きください。

4の将来負担比率でございますが、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、説明資料7ページ、総括表、将来負担比率の状況（令和3年度決算）の下段の一番右側にありますように58.0%で、前年度の57.5%と比較して0.5ポイント増加しております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、令和4年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告するものでございます。

議案説明資料の8ページをお開きください。

資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足の状況を表したもので、この比率が高くなるほど、当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があることとなります。経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は、実質赤字を解消するために、議会の議決を経た上で経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率は、資金の不足額を事業の規模で除して算出されます。アからエはそれぞれの額の算定式でございます。

次に、説明資料の9ページから12ページが資金不足比率等に関する様式となっております。

まず、11ページをお開きください。

右端、(8)欄の各公営企業の数値は剰余額で、不足額はなしとなります。結果、資金不足比率算定式の分子がゼロとなりまして、次の12ページの左端、(9)になりますが、資金不足比率はなしとなるものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りいただきまして、表でございますが、下田市水道事業会計、下田市下水道事業会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足比率なしとなる

もので、棒線表示となっております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の報告は終わりました。

これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を終わります。

報第12号の上程・説明・質疑

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第12号 債権放棄の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、報第12号 債権放棄の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

本報告は、下田市私債権管理条例第13条第1項の規定によりまして債権を放棄したもので、同条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

今回、2課にわたるもので、1つ目、債権所管課は財務課でございます。債権名は市有地貸付料でございます。

放棄理由といたしまして、同条第1項第1号事由の生活困窮によるもの15件、放棄額は40万6,440円でございます。

2つ目は、債権所管課、上下水道課、債権名は水道料金でございます。

放棄理由といたしまして、同条第1項第2号の事由で、破産免責によるもの15件、放棄額15万3,168円でございます。

2課合計いたしますと30件で、放棄額55万9,608円となるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、報第12号 債権放棄の報告について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

報第12号 債権放棄の報告についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） たまたまかもしれませんが、この同じ、件数が15件という、これは同一の事例というか、人たちの債権放棄になるんでしょうか。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 件数については特に、たまたま同じになったという、同じ方ということではございません。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって報第12号 債権放棄の報告についてに対する質疑を終わります。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、10日、11日は休会とし、12日午前10時から本会議を開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

なお、決算審査特別委員会協議会を2時30分から議場で開催いたしますので、委員の方は御参集願います。

午後2時12分散会